

税理士試験「住民税」の合格のためには、基本となる理論問題を網羅的におさえておくことが必要です。この理論テキストは、住民税の基本となる理論を整理し集大成したものです。

本書については、住民税の内容を体系的に問題解答形式でまとめてあります。当年度の税理士試験「住民税」に対応できるように作成してあります。なお、連結等かなり細かい項目や復興特別所得税については原則として省略しています。

あくまで、納税義務者、非課税、申告、普通徴収、特別徴収、法人の申告納付手続などが、住民税の最も重要で骨格をなす理論と考えますが、最近では計算項目からの出題も多くなっています。そこで、計算項目についてもまとめています。ただこのような問題に対しては無理に多くの時間をかけて暗記するより、理解を中心に勉強しておけばよいと思います。

税法を独習することは非常に難しいものですが、住民税の受験勉強に本書がその羅針盤として“合格”という港へ皆様を導くことができれば幸いです。

住民税スタッフ一同

＜使用上の注意点＞

1. 各規定には、過去の税理士試験の出題実績等に基づいて、重要度に応じた★印を付しております。
 - ★★… 最重要かつ優先して解答すべき規定であり、高い精度で暗記をして下さい。
 - ★ … 重要な規定ですので、できるだけ高い精度での暗記を目指して下さい。
2. 条文番号については、暗記する必要はありません。
3. 法人住民税については、内国法人を前提としています。
4. 申告書等の様式については、過年度のものをを用いている場合があります。

— 凡 例 —

- 1 本書において使用する次の用語は、それぞれ次に掲げる法令を示すものである。

「法」……………地方税法

「法附」……………地方税法附則

「令」……………地方税法施行令

「令附」……………地方税法施行令附則

「規」……………地方税法施行規則

「通」……………取扱通知

「所法」……………所得税法

理論の考え方	6
理論暗記の方法	9
条文における税法用語の使い方	12
理論の書き方	14
理論テキストの利用方法	16
理論の学習方法	17

〔1 個人の納税義務者等〕

問題 1-1 個人の納税義務者（利子割、配当割、株式等譲渡所得割、法人課税信託を除く。）	18
問題 1-2 個人住民税の非課税（均等割、所得割）及び条例による減免	22

〔2 個人の均等割〕

問題 2-1 個人の均等割（非課税及び納税義務者等を除く。）	26
--------------------------------	----

〔3 所得割〕

問題 3-1 所得割の課税標準	28
問題 3-2 株式等に係る譲渡所得等の金額に対する課税の特例 （特定中小会社が発行した株式に係る特例を除く。）	34
問題 3-3 所得控除（物的控除）	36
問題 3-4 所得控除（人的控除）	38
問題 3-5 所得割額からの控除等	46
問題 3-6 非居住者期間を有する場合の課税所得の範囲及び課税標準算定の概要	56

〔4 利子割・配当割・株式等譲渡所得割・分離課税に係る所得割〕

問題 4-1	利子割	62
問題 4-2	配当割（源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割を除く。）	68
問題 4-3	源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割	74
問題 4-4	株式等譲渡所得割	76
問題 4-5	退職所得の課税の特例	82

〔5 個人の申告関係〕

問題 5-1	個人住民税の申告	92
問題 5-2	給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の提出義務	96
問題 5-3	扶養親族等申告書	100
問題 5-4	退職所得申告書の提出義務	102

〔6 徴 収 関 係〕

問題 6-1	普通徴収（賦課額の変更に伴う不足税額等の徴収を除く。）	104
問題 6-2	賦課額の変更に伴う不足税額等の徴収	110
問題 6-3	給与所得者に対する特別徴収（給与所得者が退職した場合等の徴収方法を除く。）	114
問題 6-4	給与所得者が退職した場合等の徴収方法	120
問題 6-5	公的年金からの特別徴収	124
問題 6-6	分離課税に係る所得割の徴収方法	130
問題 6-7	個人の道府県民税の賦課徴収	132

〔7 法人の納税義務者等〕

問題 7-1	法人の納税義務者（法人課税信託を除く。）	134
--------	----------------------	-----

〔8 法人の均等割〕

問題 8-1	法人の均等割（非課税及び納税義務者を除く。）	142
--------	------------------------	-----

〔9 法 人 税 割〕

問題 9-1	法人税割の課税標準（内国法人）	144
問題 9-2	法人税割の算定（法人税割の課税標準の算定を除く。）	148

〔10 法人の申告納付関係〕

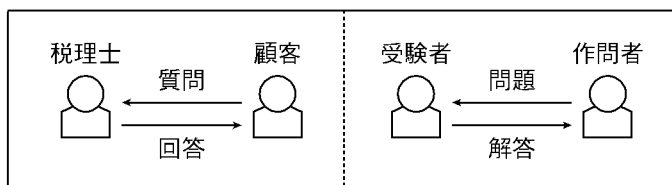
問題10-1	法人の住民税の申告納付（分割基準を除く。）	154
問題10-2	法人の住民税の更正及び決定	164
問題10-3	分割基準となる従業者数の修正又は決定	166
問題10-4	期限後申告と修正申告	168
問題10-5	更正の請求	170

付 録

I	理論問題出題分析表	174
II	過去理論出題問題	177

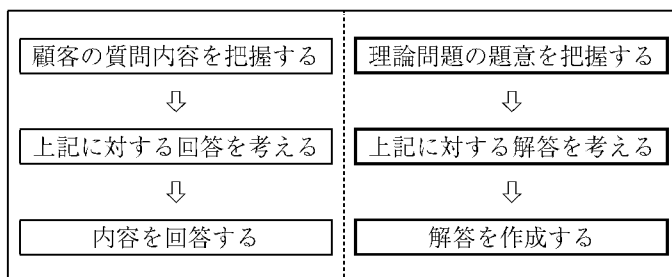
理論の考え方

本試験では、条文番号や理論テキストの問題番号では出題されず「〇〇について述べなさい。」という様な文章形式での出題がされます。これは将来皆さんが税理士になられた際、顧客から相談を受ける状況が想定されています。従って、その状況における回答が本試験において求められている解答となります。



このように、作問者が要求する題意をしっかりと把握し、それに対する正しい解答を作成する練習や本試験レベルの問題への対応力を磨くのが理論問題への対策となります。

従って、学習のポイントは、以下のとおりになります。



理論カリキュラム

ステップ1 学習方法の確立	注 ステップ2 内容面への対応力	ステップ3 問題演習
理論講義 ミニテスト	理論講義 ミニテスト	直前答練

注 複合論点に対する知識を学習。

ステップ1 学習方法の確立

(1) 理論攻略5ヶ条

1. 絶対に譲らない一線を持つ！

→ 失敗する人の大半は、「まだ後でやれるよ」と溜め込んでしまう人です。

「ミニテストの理論書きは絶対にやり抜く！」等の絶対に守り抜く一線を自分で作ってみましょう。

2. 中途半端にやったものは記憶に残らない！

→ 最初のインプットを曖昧なままで終わらせる方が多くいらっしゃいます。

しかし、人間の脳はどうでもいいことはすぐに消去する性質を持っています。気持ちを込め、集中して過ごした時間と記憶は、たとえ一度忘れたとしても少しの努力で甦ってきます。最初のインプットでせっかく時間をかけたのに、水の泡なんてことになりかねませんから、最初にしっかりと完璧にするくらいの意識を持っておきましょう。

適当に過ごした時間と記憶は、一度忘れたら甦ってきません…。

3. 最初からしぼらない！

→ 40題を目標にした方は30題。20題を目標にした方は10題すら覚えられないまま本試験を迎えてしまう…。

毎年そんな受講生が何人もいらっしゃいます。周りは確実に押さえているのに、なぜ自分で格差を付けてしまうのでしょうか。

最初から運だけに任せてしまっでは、はずれた時に対処できなくなってしまいます。運頼みは悪くはないですが、その保険としてしっかりと対処できるだけの実力を付けておきましょう。

4. 自己流の学習パターンを作り上げる！

→ 「2ページの理論なら、こういう手順でやれば〇〇分で確認できる。」こういうパターンを築き上げられた方は、どの税法科目も大丈夫です。トントんと毎年合格科目を出し、官報合格というゴールにたどりつくことができます。

逆にこのパターンを作れないまま1年を終えてしまうと、ズルズル税法で何年も足踏みしてしまうことがあります…。

当然、最初は産みの苦しみですが、まずは自分で試行錯誤してみましょう。それでも上手くいかないときは、担当講師に質問してみてください。

ただし、30分や1時間程度やってみただけで、「覚えられません」と言われても困ってしまいます…。誰もが最初は1題につき4～5時間は苦しんでいます。

5. 自分の能力を信じる！

→ 周りも同じようにつらいのです。自分の力を信じてみましょう。その苦勞の先に合格が待っています。

(2) 攻略の流れ

① インプット・・・「短時間、集中、大枠から細部へ」がポイント！

(イ) 内容理解

- ・この規定は何について述べている？

(自分の言葉で説明できるというのが、究極の内容理解です。)

(ロ) 本文確認

- ・骨組みから確認する。

(主語 (～は)、結論 (～する。)、要件 (～ときは・～場合は))

- ・次に肉付けをしていく。

② 定着・・・「思い出す作業」によって、記憶は定着する！

- ・繰り返し、繰り返し何回も！

- ・通勤・通学、お風呂・トイレ等の細切れの時間を活用する。

- ・忘れるのは人間の仕組みとして本能的なこと。いちいち怒らない、不安にならない。

※ 「忘れる→覚え直す」を繰り返して、長期記憶として定着していきます。

③ アウトプット・・・「知っている」ということと「書ける」ということは違う！

- ・試験委員は口頭試験をしてくれる訳ではありません。「時間内に正確に答案用紙に書く」ことが絶対です。

ミニテストの前に必ず一度自分で書いてみましょう。

(どのくらいの時間がかかるのかを把握しておきましょう。)

- ・書き間違えたところが自分の弱いところ。この次に覚え直しをする際にも同じ所を間違える可能性が高いということです。理論テキストにメモしておいて次に活かしましょう。

ステップ2 内容面への対応力

本試験においては個々の規定が問われるだけでなく規定同士のつながりの体系的な理解が問われることがあります。しかし、短時間に地方税法の規定のつながりのすべてを理解することは至難の業といえます。

そこで、本書では過去の本試験問題を検討した上で特に手続規定について図解等を用いて説明してあります。

個々の理論の確認の後、各規定の体系的な理解を視野に入れ、確認をしていきましょう。

理論暗記の方法

1. 始めに

住民税の試験では、計算が50点、理論が50点で出題され、総合点で合否が決まると考えられます。

従って、計算問題がたとえ50点でも理論問題ができなければ合格することはできません。逆に、計算問題でできない項目があったとしても、理論問題で高得点できれば合格の可能性が出てきます。

このように、本試験における理論の占める割合というのは非常に高いのですが、理論答案は税理士試験が法律の試験である以上、与えられた問題に対して条文の形で表現していかなければなりません。しかも本試験では条文の持込みは許されていないので、皆さんは重要な条文（理論）を暗記しておかなければならないわけです。

2. 理論暗記の進め方

(1) 暗記する理論の内容を理解すること

個別の理論にテーマを絞ってその内容を説明していますので、個々の条文の意味するところを自分の頭で完全に理解してしまうように努力して下さい。

(2) 暗記すべき事項（理論の構成）を整理し理論テキストの見出しを覚える

与えられたテーマ（問題）に対してどの条文とどの条文を答えればよいのか、どのように個々の条文を組み合わせればよいのかが整理されていれば、比較的余裕を持って問題に対処することができますし、応用問題が出題されたときにも十分な対応をすることができます。また、理論の暗記を進める際にもまず理論テキストの見出しを覚えておけば、これが暗記した理論を書く際の標識の役目をしてくれますし、次に書くべき内容を忘れてしまうということもなくなります。

(3) 暗記の進め方

イ. 暗記すべき条文の骨組みを理解し覚える

さて、いよいよ個々の条文の暗記になりますが、まず条文の骨組をおさえ、そのポイントとなる言葉をチェックしておけば、条文通りの正しい順序で理論を覚えていきやすくなると思いますし、理論を書く際にも必要な言葉を抜かしたりということが少なくなるのではないかと思います。

ロ. 暗記すべき条文を少しずつ区切りながら覚えていく

暗記をする際には、一つ目の区切りを何度も口に出して言ってみて正確に言えるようになったら、二つ目の区切りを同じように暗記していきます。そして、二つ目の区切りを正確に言えるようになったら、今度は二つの区切りをいっしょに言ってみて正確に言えるかどうか確認します。そして、次に三つ目の区切りを同じように暗記し正確に言えるようになったら、三つの区切りを続けて言ってみるようになります。この作業を続けて一つの文章全体を暗記していきます。

つまり、一つ一つの区切りを確実に暗記し、かつ、たえずフィードバックしながら暗記を進めることによって確実に全体を暗記していくようにするわけです。

各人にあった長さで一つ一つの区切りを決めていただければよく、また、フィードバックするときにも一つ一つ戻るのではなく、句読点で区切られたところまでを一つにまとめて行ってもよいと思います。

理論暗記というのは非常に時間のかかるものと思われるかもしれませんが、本試験において短時間で正確な理論答案を書くためには完全な理論の暗記が絶対に必要ですので、法律の文章を暗記しているのだということを意識して少々時間がかかっても確実に一つ一つの文章を暗記していくようにして下さい。

ハ. 文章全体の暗記が終わったら、次の文章を同じ要領で暗記していく

上記のようにして一つの文章全体の暗記が終わったら、同じ要領で次の文章の暗記を進めて下さい。そして、次の文章全体の暗記が終わったら、今暗記した文章と前に暗記した文章を連続して言ってみて正確に言えるかどうか確認して下さい。

つまり、今度は文章のレベルでフィードバックしながら暗記を確実なものにしていくわけです。そして、二つ目の文章の暗記が終わったら三つ目の文章の暗記を行い、これが終わったら三つの文章全体を連続して言ってみてフィードバックを行います。

このようにして一つの理論問題全体を暗記していきます。

二. 暗記が終わったら一つの理論問題全体の暗唱を繰り返し行うこと

一度暗記ができたからといってそのままにしておくすぐに忘れてしまいますので、いろいろな機会をとらえて暗記した理論を繰り返し暗唱するようにして下さい。理論の暗記は机の前にすわっていなくともできるのですから、通勤の途中で理論サブノート（外販教材）を携帯したりして、細切れの時間をうまく利用していろいろ工夫しながら暗唱するようにして下さい。

また、自分で暗唱した理論を録音して、目で文章を追うだけでなく耳からも暗記した理論を確認するようにすると一層効果が上がるように思います。皆さんも自分なりの方法をいろいろ工夫して開発していただきたいと思います。

ホ. 暗記した理論を実際に手で書いてみて暗記が正確かどうか確認すること

口に出して理論を正確に言えても実際の試験では点になりません。答案という形で表現できて初めて点になるわけですから、暗記した理論は一度必ず書いてみて自分の暗記した理論を正確に表現できるかどうか確認して下さい。つまり、手で覚える作業を加えることによって初めて暗記した理論が完全に自分のものとなるのです。

また、暗記した理論はその直後から忘れ始めてしまいますので、今日暗記した理論はその翌日にもう一度暗唱して実際に書いてみるとよいでしょう。

このようにして暗記した理論は時がたってたとえ忘れたとしても、一度完全に覚えた理論ですから最初に暗記したときよりもはるかに少ない時間で思い出すことができますし、また次の機会に思い出すときは、2～3回口に出して言うだけですぐに思い出すことができるようになります。繰り返しますが、最初の暗記の時にたとえ時間がかかっても完全に覚えてしまうことがポイントです。

ヘ. 暗記した理論が数題たまったら、定期的にまとめて暗唱できるかどうか確認すること

これから皆さんは一週間に2問程度の理論暗記をしていくわけですが、一度暗記した理論は、その翌日、一週間後、一ヶ月後というようにそれまでに暗記した理論をまとめてできるだけ一題一題の理論の暗唱回数を増やすように努力して下さい。こうすることで、ますます暗記は確実なものになってくることと思います。また、暗記が不十分なものについては、部分的にでよいですから再度手で書いて確認することもよいでしょう。

ト. その他

条文では、同じ「モノ」という発音でも「者」・「物」・「もの」を使い分けていますので、者＝「シャ」物＝「ブツ」もの＝「モノ」と読み暗記したり、「及び」・「並びに」などの接続詞や同音異字、専門用語にも十分注意して暗記するようにしましょう。

3. 終わりに

理論の暗記にはかなりの時間を要し、かつ、なかなかつらい作業ですが、これを怠るならば本試験でよい結果を出すことはできませんし、逆に確実に暗記した理論は百万の味方に匹敵する力を発揮してくれることと思います。特に税法科目の学習が初めての方にとっては最初の暗記の時に多くの時間がかかると思いますが、最初の10題程度の理論暗記が終わりますとベースもつかめ、一度暗記した文章が他の理論でも出てくるようになりますので、とにかく個別理論の暗記を頑張るようにして下さい。

また、住民税において暗記すべき個別理論は25題程度であり、これを確実に覚えてしまえば後の理論はこの個別理論の組み合わせでほぼ対処できますので、かなり暗記の作業も楽になってくることと思います。つらいでしょうが、自分以外にも多くの受験生が頑張っていることを思い出して暗記を進めていただきたいと思います。そして、なるべく早い時期に自分なりの暗記方法確立して理論を得意にいただきたいと思います。

条文における税法用語の使い方

税法の条文の中には特別の意義をもって用いられる慣用語があります。そのような慣用語の使い方を知っておくと、条文理解が深まり、理論暗記の学習においても効果があります。そこで、以下に代表的な慣用語の意義について触れておきます。

1. 「及び」「並びに」

「及び」と「並びに」という用語は、その前後の言葉や文節をつなぐため用いられます。両者とも「いずれも」という同じ意味（併合的連結）ですが、2つの言葉や文節をつなぐときにはまず「及び」が用いられます。また、このような文節が複数並列される場合には、大きな意味の併合的連結には「並びに」が用いられ、その中の小さな意味の併合的連結には「及び」が用いられます。

2. 「又は」「もしくは」

「又は」と「もしくは」という用語も、その前後の言葉や文節をつなぐため用いられます。両者とも「どちらか」という同じ意味（選択的連結）であり、1.と同様に、2つの言葉や文節をつなぐときにはまず「又は」が用いられます。また、このような文節が複数並列される場合には、大きな意味の選択的連結には「又は」が用いられ、その中の小さな意味の選択的連結には「もしくは」が用いられます。

3. 「推定する」「みなす」

「みなす」及び「推定する」という用語は、いずれの用語も、ある事物と性質の異なる他の事物を一定の法律関係において同一のものとみることにより、ある事物について生ずる法律上の効果を、他の事物についても生じさせる場合に用いられます。

ただし、「推定する」という用語は、ある事物と他の事物とが異なることについて証明がされれば同一の法律効果は生じないのに対し、「みなす」という用語は、法律関係において同一のものとみることが絶対的であるという点でその意味を異にしています。

4. 「以上」「以下」「超える」「未満」

これらの用語は、いずれも数量的な限定をする場合に用いられます。

「以上」「以下」という用語は、基準点となる数量を含み、「超える」「未満」という用語は、基準点となる数量を含みません。たとえば、「1年以上」という場合は、1年という基準点を含み、「1年を超える」という場合は、1年という基準点を含まない1年を超える期間を指すこととなります。

なお、「以下」「未満」も同様に用いられます。

5. 「以前」「以後」「前」「後」

これらの用語は、いずれも一定の日時を基準として、その基準日時の前後における時間的な間隔あるいは連続を示すために用いられます。

「以前」「以後」という用語は、基準日時を含み、「前」「後」という用語は、基準日時を含みません。したがって、「以前」「以後」は4.の「以上」「以下」と、「前」「後」は4.の「超える」「未満」とその用法が類似しています。

6. 「者」「物」「もの」

「者」という用語は、自然人又は法人という法律上の人格を有するものの主体を表す場合に用いられ、一方「物」という用語は、税法上主に有体物を総称する場合に用いられる。

また、これらの「者」や「物」という用語に対して、「もの」という用語はより広い意味で用いられる。一般的には、「者」や「物」では表現することができない抽象的な存在を表現する場合に用いられたり、「者」や「物」で表現されている文章中において、さらにこれらのうちの一部を限定して説明するために用いられる。

7. 「当分の間」

「当分の間」という用語は、その規定が改正又は廃止されるまでの間という意味があり、暫定的な措置を規定する場合に用いられます。つまり、将来的に改正又は廃止される可能性はあるが、それまではその規定は効力を有するということになります。

理論の書き方

暗記した理論は理論用紙に書いていただきます（実際の本試験とほぼ同じものです。理論用紙に実際に書くことによってどのくらいの分量になるか、どのくらいの時間がかかるかがわかると思います。）が、次に用紙の使い方の例を示しましたので参考になさってください。また、書く時間は用紙1枚をあまり隙間なく書いて15分ぐらいが目安になるかと思います。

「問題2－1 個人の均等割（非課税及び納税義務者等を除く。）」を例にとってみました。

(1) 意義
均等割とは、均等の額に課税する道府県民税、 道府県民税 ^{民税及び市町村民税} という。
(2) 均等割の税率
(イ) 道府県民税
個人の均等割の標準税率は、 ^{1,000円} 2,000円 とする。
(ロ) 市町村民税

<以下略>

<注意すること>

- ① 理論テキストの見出しは少し大きめの字で、原則として行を変えて書きましょう。（何が書いてあるか試験委員（採点者）にとって見やすい答案となります。）
- ② 本文の書き出しは見出しより右よりに1文字分ぐらいあけ、行をかえて書くと見やすくなります。また文字は、漢字が1行の縦幅の $\frac{2}{3}$ ぐらいの大きさ、仮名等が縦幅の $\frac{1}{2}$ ぐらいの大きさで行の下ラインにそろえて書くようにすると見やすくなりますし（皆さんもいろいろ工夫なさってみてください。）、後で訂正もしやすくなります。
- ③ 1行当たりの文字数は個人差もありますが、約40字～50字を目安にしてください。（これより「多い」と字と字の隙間があきすぎたり狭すぎたりして見にくくなるためです。）
- ④ 途中でド忘れしても気にせず次の項目を続けて書きましょう。後で思い出して ———— で途中に割り込ませて書きましょう。

また、書き間違えた場合は、修正液等又は二重線で消して書き直しましょう。

具体的な方法は、上記例を参照して下さい。

- ⑤ 理論テキストの条文番号は書く必要はありません。

- ⑥ きれいな字でなくともよいから、採点者にとって常に見やすい字を書く努力をしましょう。

ただし、限られた時間の中で書くことを忘れずに！慣れないうちは、時間内に書くのはなかなか大変なことです。とにかく、与えられた時間の中で書ける程度の文字（最初のうちは乱雑になっても構いません。極端に言えば読めないような字になっても、とにかく時間内に書き終えるようにし、少しずつ丁寧に書いていくつもりで構いません。）でできるだけ丁寧に書きましょう。

- ⑦ 省略文字はなるべく使わないで下さい。
- ⑧ 黒又は青のボールペン・ペンを使ってふだんから書く練習をしましょう。
- ⑨ 手が痛くなるときはなるべくペンを軽く持って横に流して続けて書くようにすると少し楽になります。（手を軽く振ってみるのもよいでしょう。）
- ⑩ 書きながら少し先の理論を頭の中でつぶやきながら書くようにすると、あまり手を止めずに済みます。

理論テキストの利用方法

本書では、条文部分を２色分けしています。これは、解答上必要とされる重要語句を赤字表記することにより、その理論のポイントや間違いやすい箇所を把握し、併せて概略の理解に役立てることを目的としています。

問題 1－1

〔１〕 個人の納税義務者 (法24①②⑦、294①②③④) ★★

(1) 市町村民税

次の区分に応じ、それぞれに掲げるものを課する。

- ① 市町村内に住所を有する個人…均等割額と所得割額との合算額
- ② 市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、その市町村内に住所を有しない者…均等割額

(イ) 「市町村内に住所を有する個人」とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、その市町村の住民基本台帳に記録されている者をいう。「住所」とは納税義務者本人の生活の本拠をいい、地方税法上その施行地を通じて一人一箇所に限られる。

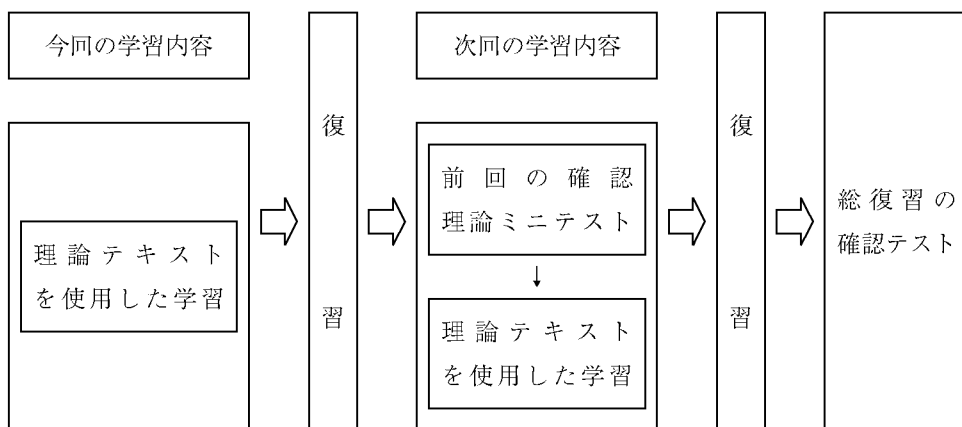
(ロ) みなす規定者に対する課税市町村

市町村は、その市町村の住民基本台帳に記録されていない個人がその市町村に住所を有する者である場合には、その者をその市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなして、その者に市町村民税を課することができる。

この場合において、市町村長は、その者が、他の市町村の住民基本台帳に記録されていることを知ったときは、その旨を当該他の市町村の長に通知しなければならない。

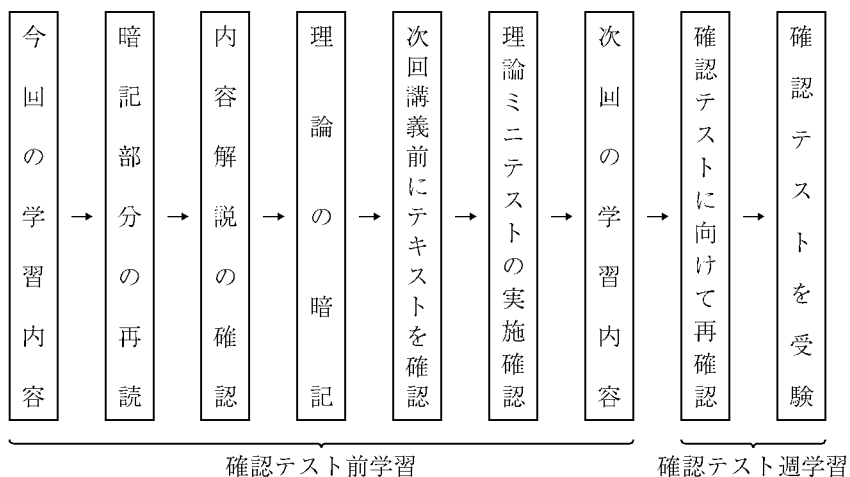
理論の学習方法

理論テキストを以下のように有効に使用して下さい。



【住民税：復習のスケジュール】

下記の例示を参考に、各自の生活に合わせた学習のスケジュールを設定して下さい。



個人の納税義務者等

問題 1-1

個人の納税義務者（利子割、配当割、株式等譲渡所得割、法人課税信託を除く。）

〔1〕 個人の納税義務者 （法24①②⑦、294①②③④）★★

(1) 市町村民税

次の区分に応じ、それぞれに掲げるものを課する。

- ① 市町村内に住所を有する個人…均等割額と所得割額との合算額
- ② 市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、その市町村内に住所を有しない者…均等割額

(イ) 「市町村内に住所を有する個人」とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、その市町村の住民基本台帳に記録されている者をいう。「住所」とは納税義務者本人の生活の本拠をいい、地方税法上その施行地を通じて一人一箇所に限られる。

(ロ) みなす規定者に対する課税市町村

市町村は、その市町村の住民基本台帳に記録されていない個人がその市町村に住所を有する者である場合には、その者をその市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなして、その者に市町村民税を課することができる。

この場合において、市町村長は、その者が、他の市町村の住民基本台帳に記録されていることを知ったときは、その旨を当該他の市町村の長に通知しなければならない。

(ハ) みなす規定者に対する二重課税防止

(ロ)の規定により市町村民税を課された者に対しては、その者が記録されている住民基本台帳に係る市町村は、上記にかかわらず、市町村民税を課することはできない。

(2) 道府県民税

次の区分に応じ、それぞれに掲げるものを課する。

- ① 道府県内に住所を有する個人…均等割額と所得割額との合算額
- ② 道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、その事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者…均等割額

(イ) ②に掲げる者については、市町村民税を均等割によって課する市町村ごとに一の納税義務があるものとして道府県民税を課する。

(ロ) 「道府県内に住所を有する個人」とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、その道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に記録されている者 ((1)ロによりその住民基本台帳に記録されているものとみなされる者を含み、(1)ウに規定する者を除く。)をいう。

(3) 賦課期日 (法39、318)

(1)ウの納税義務は、賦課期日で判断する。賦課期日とは、その年度の初日の属する年の1月1日とする。

〔2〕 用語の意義 ★

事務所又は事業所 (通県 1-6、通市 1-6)

それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいう。

内容解説

1. 納税義務者等

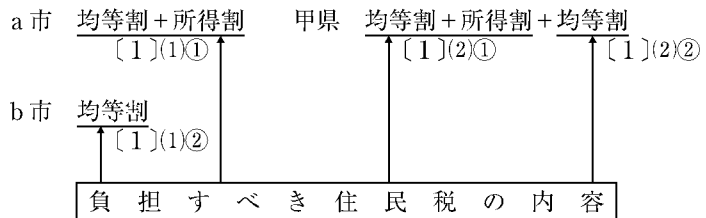
T 氏

甲県



納税義務者…T 氏

課税団体…甲県、a 市、b 市



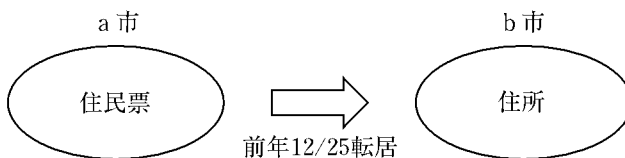
2. 「住民基本台帳に記録されているとみなす」規定（〔1〕(1)㉔㉕）

〈例示〉

(1) 前年12月25日に a 市から b 市へ転居した。

(2) 住民票（住民基本台帳に記録）は a 市のままになっている。

従って、賦課期日（1 月 1 日）現在は以下の状況（b 市が実際の住所）となっている。

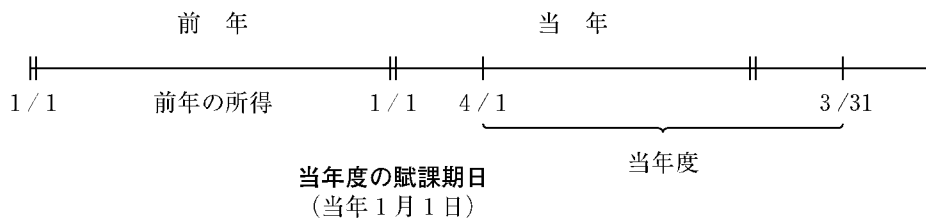


(3) 原則として住民票のある a 市で課税することになる（〔1〕(1)㉔）が b 市の住民基本台帳に記録されているものとみなして実際の住所の b 市で課税することができる。

この場合、b 市長は「b 市」で課税している旨を a 市長に通知する。（〔1〕(1)㉕）

(4) 住民票のある a 市は課税することができない。（〔1〕(1)㉖）

3. 賦課期日



※ 前年の所得に対して当年度で課税され、その賦課期日は、当年 1 月 1 日である。